

平成22年3月9日

第2161号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 家畜伝染病を予防するための検査の実施（117・農畜産振興課）…………… 1
- 家畜伝染病を予察するための検査の実施（118・農畜産振興課）…………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（119・仙北地域振興局建設部）…………… 2
- 道路区域の変更及び供用開始（120・仙北地域振興局建設部）…………… 3
- 建設業の許可の取り消し（121・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 3

告 示

秋田県告示第117号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家さんサルモネラ感染症及び腐^そ蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ブルセラ病の検査	1. 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、潟上市、にかほ市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町	実施する区域で搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している乳用雌牛（生後24か月齢未満のものを除く）
	2. 県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
結核病の検査	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
ヨーネ病の検査	1. 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、潟上市、にかほ市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町	実施する区域で搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している乳用雌牛（生後24か月齢未満のものを除く）
	2. 能代市、横手市、湯沢市、藤里町、三種町、八峰町、東成瀬村	実施する区域で繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛（生後24か月齢未満のものを除く）
	3. 県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症の検査	県内全域	実施する区域で死亡した牛（生後24か月未満のものを除く）

		く)
馬伝染性貧血の検査	県内全域	平成22年4月1日前5年間において当該疾病の検査を受けていない馬（生後180日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。）及び実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた馬
家きんサルモネラ感染症の検査	県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた鶏、あひる、うずら及び七面鳥
腐蛆病の検査	秋田市、能代市、横手市、大館市、北秋田市、上小阿仁村	実施する区域で飼育されているみつばちの群

3 実施期日及び場所

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に定める方法による。
- (2) 家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。

秋田県告示第118号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	県内全域	これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予察するため必要と認めたもの

3 実施期日及び場所

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年3月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 施行者の名称 仙北市

2 都市計画事業の種類及び名称

角館都市計画下水道事業 仙北市公共下水道（角館処理区）

3 事業施工期間

昭和62年11月27日から平成25年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分

昭和62年秋田県告示第679号、平成6年秋田県告示第212号、平成9年秋田県告示第491号及び平成16年秋田県告示第202号の事業地に秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷、上町屋、下町屋を加え、仙北市角館町西下夕野、西田、岩瀬、中菅沢において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

秋田県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年3月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	角館六郷線	大仙市太田町国見字砂溜167番1地先から字佐幣神93番地先まで	5.20~28.80	0.584
	新	角館六郷線	〃	10.00~28.80	0.584

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月9日から同月23日まで

秋田県告示第121号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年2月26日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社太田工業

横手市婦気大堤字谷地添109番地5

代表取締役 佐 藤 正 巳

秋田県知事許可（般-16）第70160号

3 処分の内容

大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年2月25日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、阿気土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

横手市大雄字平柳50番地

〃 〃 字大慈寺東20番1号

〃 〃 字西四津屋13番地

〃 〃 字乗阿気204番1号

土 田 征 一

小 棚 木 徳 男

小 松 田 正 勝

安 藤 一 夫

横手市大雄字江原225番地

鈴 木 武 助

〃 〃 字木戸口6番地

奥 山 進一郎

〃 〃 字石持52番3号

奥 山 勝 治

2 就任理事の住所及び氏名

横手市大雄字平柳50番地

土 田 征 一

〃 〃 字西四津屋13番地

小松田 正 勝

〃 〃 字乗阿気204番1号

安 藤 一 夫

〃 〃 字江原225番地

鈴 木 武 助

〃 〃 字石持52番3号

奥 山 勝 治

〃 〃 字阿気3番地

照 井 重 美

〃 〃 字高津野173番37号

加 藤 信 雄

〃 〃 字大慈寺谷地102番地

小棚木 賢 作

正 誤

ページ

行

誤

正

平成22年1月22日(第2148号)掲載の秋田県告示第32号(保安林の指定解除予定通知)

(原稿誤り)

2

18

1 解除予定保安林の所在場所 北秋田市
森吉字向様田家ノ下モ52の9、66(次の図に
示す部分に限る。)1 解除予定保安林の所在場所 北秋田市
森吉字向様田家ノ下モ52の9(国有林)、66
(国有林。次の図に示す部分に限る。)

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄